

(案)

安芸国有林の地域別の森林計画書

第二次変更計画

(安芸森林計画区)

計画期間
自 平成30年 4月 1日
至 平成40年 3月 31日

[変更年月 令和2年12月]

四 国 森 林 管 理 局

国有林の地域別の森林計画（安芸森林計画区）の変更について

【変更理由】

森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2に基づき変更する。

II 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

単位：本

樹種	植栽本数
スギ	<u>1,200</u> ～3,000
ヒノキ	<u>1,200</u> ～3,000
クヌギ	2,500～3,000

b 育成複層林のヘクタール当たりの植栽本数は、1,200～3,000本を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

ただし、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による。